

コーポレートガバナンス・コード

平成26年12月に、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議(金融庁・東京証券取引所が共同事務局)からコーポレートガバナンス・コード(案)が公表されました。

これは、平成26年6月に閣議決定された『「**日本再興戦略**」改訂2014』において、日本企業の「稼ぐ力」の向上のために、「コーポレートガバナンスの強化により、経営者のマインドを革新し、グローバル水準のROEの達成等を一つの目安に、グローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする仕組みを強化していく」ことを重要視した一環です。

『コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方』の冒頭では、次のように述べられています。

「本コード(原案)は、**実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたもの**であり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。」

ここで、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味します。

コーポレートガバナンス・コードの目的は、**健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る**(「**攻めのガバナンス**」)ことにあります。

本コード(原案)は、会社の事業活動に対する制約と捉えることは適切ではありません。会社に対してガバナンスに関する適切な規律を求めることにより、経営陣をこうした制約から解放し、健全な企業家精神を発揮しつつ経営手腕を振るえるような環境を整えることが本コード(原案)の狙いです。

コーポレートガバナンス・コードは、我が国の証券取引所に**上場する会社を対象として、平成27年6月1日から適用**することを想定しています。

本コード(原案)のはじめに記載されている基本原則を以下に引用します。



1. 【株主の権利・平等性の確保】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

2. 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

3. 【適切な情報開示と透明性の確保】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

4. 【取締役会等の責務】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社(その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる)、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

5. 【株主との対話】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

コーポレートガバナンス・コードの策定に先立って、平成26年2月に、機関投資家が投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すための諸原則(スチュワードシップ・コード)が策定・公表されています。

企業価値の向上のためには、コーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードが一体として機能する必要があります。それゆえに、【株主との対話】が重要になってきます。

このように、**コーポレートガバナンス・コード**の策定は、我が国企業のコーポレートガバナンスの向上を図るための手段ではありますが、その目的を達成するためには個々の企業が自律的な取り組みを行うことが不可欠です。